

を制限す本村も亦此規則施行區域に属す、かく縣は積極的に誘掖獎勵して以て斯業の發達を圖り一面森林法を勵行するにより逐年林業の發展を見る。

本村は氣温と、濕氣と共に豊富にして、松、杉、檜、櫟、栲等よく繁茂す、往年薪炭、木材の騰貴するや森林の濫伐起り、社寺林を除くの外、全く良林の跡を絶てり、明治十八年、本村山下鹿三郎は、殖林の必要を感じ隣村三繩村川崎、高田庄太郎外一名所有の山林字把廣に部分林を造り、鹿三郎は苗木と植付費を庄太郎外一名は土地を提供して大に造林の必要を唱導せり、かくて明治廿五年、茂地名山本友一郎末貞名下西乙五郎、頼廣名長尾重次郎等は世人未だ造林に注目せざるに先ち模範的經營をなして範を垂れたり本村は實に山林七割を占め造林計畫の良否は即ち經濟的生命のかかる所なるを以て近時講演會講習會に出て、智見を開く者多く造林經營面目を改むるに至れり。

林地所有主別は左の如し

公有社寺有林面積 (大正四年十二月末日調)

山林所有別	公有		社寺		私有	
	反別	本數	反別	本數	反別	本數
公有	〇	〇	〇	〇	〇	〇
社寺	〇	〇	〇	〇	〇	〇
私有	一一八八反二〇二	二二一九三〇畝二八	八〇反	五〇〇〇反	二四〇〇〇本	一〇〇〇〇〇本
計						

公有社寺私有林に於ける面積は上掲せるが如し、此林地に於ける樹齡を示して以て林樹の一斑を示さん。

公有社寺私有林樹齡別面積 (明治三十四年十二月十一日調)

樹齡

樹栽

作業種及樹種	公有		社寺		私有	
	未滿以上	計	未滿以上	計	未滿以上	計
杉	三三	三三	一	一	一七	一七
松	三三	三三	一	一	一七	一七
楠	三三	三三	一	一	一七	一七
榿	三三	三三	一	一	一七	一七
栗	三三	三三	一	一	一七	一七
胡桃	三三	三三	一	一	一七	一七
計	三三	三三	一	一	一七	一七

森林樹栽 (明治三十四年十二月末日調)

伐採

樹別	公有		社寺		私有	
	面積	數量	面積	數量	面積	數量
杉	100.00	11000	0.00	0	0.00	0
松	1100.00	110000	0.00	0	0.00	0
計	1200.00	121000	0.00	0	0.00	0

森林伐採 (明治三十四年十二月末日調)

計	雜木	栗	松	杉	扁柏	竹	苦竹
三十二年	50	100	100	100	50	100	7000
計	50	100	100	100	50	100	7000
三十二年	50	100	100	100	50	100	7000

附記 明治三十三年には二八〇〇〇、價格一三八〇圓を算ぶ
 大正四年十二月三十一日の調査によれば次の如し。

丸太及角材二千五百尺、價格八百一圓 木炭三万貫 價格二万一千圓 竹材三千束 千二百圓。
 下草二百四十万貫 一万九千二百圓 樹皮千五百坪 二百廿五圓 挽材二千八百坪 千二百圓。
 薪九十万貫 價格欠 樺木五十九丸 百圓 下駄材二千三百駄 百三十八圓。
 尙ほ近來雄茸の人工栽培、蕨類の製造、或は獨活、わさびの栽培等を試み林業上の副産物の發展を計れり
 大正四年十二月末日調 茸類二千斤 價格二百圓 符二千五百廿貫 二百五十二圓

工業

四、工業及製造品 工業には、大工、左官、石工、鍛冶、桶工、指物師、製傘、下駄製造、染色、製革等に從事すれども、多くは農業者の副業たるに過ぎず、製造業は酒を除きては取立て論すべき程のものなく製品は多くは村内需用又は自家用品たるに過ぎず。
 本村の工業に従事せる戸數人口を示すこと左の如し。

性	明治二十九年		明治三十四年		明治四十四年		大正四年	
	計	兼業	計	兼業	計	兼業	計	兼業
男	393	33	488	300	444	101	50	251
女	33	6	36	36	10	33	23	33
計	426	39	524	336	454	134	83	284

備考 本表は家族を含む

酒

試みに明治十一年頃の調査を見れば工業兼業一戸、農工業兼業十一戸、製造品に茶、清酒、蕨粉、葛粉、鎌、鋏、漆器、刻烟草、太布、製紙、萱筵、棕柁繩を挙げたり、大正四年調によれば、茶、酒、和紙、機械製麥粉、醬油、蕨及吹、織物等産額二万五千餘圓を挙げたり、製品の時勢に伴ひ變化あるを見るへし。

酒類

藩政の末葉に造酒家は仙野と川口に各一戸あり仙野の分は明治の初め廢業し川口の分は明治十五年の頃大川持名に移り其跡にて尙營業する者あり明治二十五年に又一家増し計三戸となりしか大正四年一戸廢業現に二戸となり。

本村は水質佳良にして釀酒に適す米は本村産のものは品質劣り原料に不適なれば讚岐米を原料とす杜氏は伊豫より備入する者あり製品は本村内の需用を充たし又三名祖谷山地方へ移入す

年	度	戸	數	産	額	格	年	度	戸	數	産	額	格
明治二十九年		三	一一〇〇石	二二〇〇〇圓			大正四年		二	五八〇石	二〇三〇〇圓		

醬油 自用のもは各自家にて釀造す販賣を目的として釀造するものは大正四年十二月末日調によれば戸數一、石數百石、價格千六百圓なり之を村内及近傍に販賣す。

製茶

茶は、古來抹茶を用ひしか、元治の頃より上茶製造始まりたることは前既に述べたり、本村産番茶は、木頭茶と優を争ひ上茶も本縣産としては、祖谷、三名産と共に上位を占む、尙一層改良を加へ産額を増加すれば名産品のひととして好財源たるに至るへし。

茶は主として、畦畔に栽植せられ、特に茶園として經營せる者あり、明治三十二年調に茶園反別一町三反とありて畦畔其他にある者を、茶園反別に見積りて、十三町五畝計十四町三反五畝卅五年調には反別俄に減して茶園三反歩とし、其他十三町五反計十三町八反歩とせり、これは事實上に於ての減少にあら

ずして、統計上の過誤なりしなり。
本村産製茶は、煎茶(黒口釜煎を含む)と番茶のみなり、左に産額を示す。

年 度	製造戸数	煎 茶	番 茶	年 度	製造戸数	煎 茶	番 茶
明治二十九年	五八	五六五貫	一五〇〇貫	大正三年	一四〇貫	茶	番 茶
同 三十四年	八五〇	三〇〇貫	二〇〇〇貫			一四〇貫	二六六〇貫

製粉

機械製麥粉

動力は水車による、水車は古くより、精米に、或は小麦粉製造に、利用せられしが、煙草製盛大なるに及び唯一の動力として賞用せられたり、煙草製造官營となり本村に於て、煙草製造跡を絶つに及び、大谷には此動力を機械製粉に用ひ大正四年十二月末日調に其數量二千貫價格八百圓其他に於ては家用精米用に供す因にいふ精米用をうづといふものあり唐臼の尻に舟形水槽を付したる者にて小谷に設く今水車の表を左に掲ぐ。

名 稱	白川谷	相川谷	黒川谷	柴川谷	大門谷	大 谷
水 車	一二	三	六	二	二	四

備考 表中の水車は、米麥の精白に用ひ白川谷の内一個所は製材に用ふ

和紙 和紙は維新前は、山分の特産たりしが、明治維新後も尙命脈を維持せり、然れども漸次洋紙及改良紙の壓迫により衰頽に瀕せり、左に其統計表を掲げん。

年 度	製造戸数	職 工	工 半紙	價 格	其 他	價 格	備 考
明治二十九年	二	不詳	三五繭	八七円	一六繭	二六美濃紙なし	
同 三十四年	半紙製造二	男二女二	四〇	一〇〇	仙花紙七〇〇繭	一八二〇	仙花製造戸数一職工男二女二
大正四年			五〇	一二五			

織物

織物染物 農家が製する自家用織物は、主として木綿織なり、販賣を目的としたる織物製造家なし、染物は、青屋のみにして、正藍を用ひたりしも、人造藍の侵入により、硫化染料を用ふるに至れり。

明治三十一年度		織 物	
織物戸数	五六〇戸	織機数	參八〇臺
絹綿交織	綿入木綿	壹四〇〇反	二一〇〇圓
綿織物	生木綿	壹四〇〇反	八四〇圓
	杼木綿	七五〇	七五〇
	計	四八七〇	三七六六
麻織物	大布	壹四〇反	壹壹貳圓
	通計	六四壹〇反	五九七八圓
大正四年十二月三十一日調	價格	一九二〇圓	
織物	二四〇〇反		
染物	明治三十四年五月二日現在		
戸数	壹五	職工人員	三〇
		生産金高	三五〇〇圓

蕙及吹 農家の業閑に作成する所にして、蕙には萱蕙、藁蕙等あり、又吹、俵、草履、繩等を製し、其額少からざるも自家用としての者なれば、蕙、吹のみの數を示し他は略しぬ。

大正四年十二月三十一日現在 蕙及吹六千枚 價格六百圓

種油 本村菜種油製造高 明治廿九年、製造戸數三戸、製造高十五石、價格五百二十五圓に上れり然るに、石油の勢力に壓迫せられ、漸次に衰運に傾き、三十三年には二戸、十石、四百五十圓となり、現に廢滅して跡を絶てり。

商業

川口は、三好新道の要衝を占め、山分第一の要地にして所謂川口驛として知られ、貨物運搬の中心なれば、貨物運輸問屋あり、商業は、日用品の販賣を業とする、所謂荒物商、肥料店、酒店、菓子店、藥屋あり又旅客相手とする旅宿、料理店、飲食店あり、金融機關としては關西銀行代理店あり質屋あり。

此他國政仙野其他國道沿に於て雜貨店飲食店木賃宿を營めるもあり
 行商は煎雜魚鹽魚魚山の時は鹽なごをもたらし各名に入込み商賣をなせり
 商家戸數を示すこと左の如し(大正四年十二月末日)
 酒造家六 雜貨店三一 飲食店一八 宿屋一八 料理屋二 菓子商小賣一四
 藥種店二 肥料店一
 商業に従事せる人員を左に掲ぐ

性	明治三十九年		同三十四年		大正四年	
	計	兼業	計	兼業	計	兼業
男	一七四	四六八	一五三	一三八	二九一	一五〇
女	二二四	三三三	一五六	三三三	四八八	一五三
計	三九八	八〇一	三〇九	四七〇	七七九	三〇三

重要商品輸出高表

品名	明治卅三年十二月末		大正四年十二月末		仕向地
	數量	換價	數量	換價	
米	五〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	阿波麻植は各五分
麥	七〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三名村三分西祖谷山三分高知縣四分
生絲	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	三名西祖谷山へ各五分
茶	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	大阪三分德島二分伊豫二分北海道一分五厘土佐一分五厘讚岐一分
生油	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	西京神戸五分
茶葉	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	讚岐三分五厘伊豫二分五厘德島二分神戸二分
生漆	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	大阪四分神六分
桐	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	伊豫六分讚岐二分德島二分
漆	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇	伊豫五分讚岐四分德島一分

品名	明治卅三年十二月末		大正四年十二月末		仕向地
	數量	換價	數量	換價	
薪炭	一五〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇	德島七分讚、池田伊豫各一分
清酒	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	德島六分讚各二分
竹皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	高知縣一分德島一分美馬三好阿波麻植四郡各一分五厘
板皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	德島四分大阪讚岐各二分板野伊豫各一分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	德島板野各五分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	德島四分池田、辻、各二分伊豫一分讚岐大阪合して一分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫國五分佐馬地村二分讚岐二分麻植郡一分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫國五分川田村一分五厘讚岐二分佐馬地一分五厘
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	讚岐五分伊豫池田各二分佐馬地村一分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	德島三分伊豫讚岐加茂各二分池田一分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	德島二分大阪五分撫養二分
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	池田葉煙草專賣支局
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫讚岐
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	同
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫讚岐
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	神戸大阪
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫土佐
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	附近諸村
三皮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	伊豫讚岐

重要商品輸入高

履	五七〇
其	三〇〇〇同
他	六三五

付記 仕向先の記載中□符なきものは三十三年度の付記なり大正四年度に至りては多少の相異あれども大体は同様なり。

金融機關

株式會社關西貯蓄銀行川口代理店 大正三年十二月十七日開店せり、主任は大野協なり、左に營業狀態を表示せん

大正四年十二月卅一日現在預金	壹万七千參百拾圓六拾錢四厘
大正五年十二月卅一日預金	貳万六千八百拾參圓七拾九錢四厘
大正五年上半期爲替受口數	同金額 壹万六千八百拾參圓參拾七錢
同下半年期分同受口數	同金額 七千六百五拾五圓八拾參錢
同下半年期分同受口數	同金額 壹万八千參百參拾八圓壹錢
同下半年期分同受口數	同金額 參千壹百九拾七圓參拾九錢
大正六年上半期分爲替受數	同金額 貳万八千六百九拾八圓八拾壹錢
同下半年期分爲替受數	同金額 參千五百參拾參圓九拾壹錢

五、漁業

漁場は、吉野川及其支流の溪澗にして、未だ以て生業として獨立する資格なし、されは農工商の兼業となるに過ぎず、今左に之を掲ぐ。

計	性		明治二十九年				大正四年			
	男	女	專	兼	計	專	兼	計	計	
計	1	1	1	1	2	1	1	2	4	
男	1	1	1	1	2	1	1	2	4	
女	1	1	1	1	2	1	1	2	4	

漁場

漁場専用の爲に許可を受け、使用する本村所屬漁場は、左の三個所にして、其税金は一個處に對し、年額三圓、及漁獲物賣上金高の十分一を賦課す。

井戸瀬 重實名 鮎戸瀬漁場破壊の結果鮎の遡上を妨げざるを以て替捕しやくり釣によき漁場とされり
 阿戸瀬 國政名 天下の奇漁場たりしか明治三十八年破壊の爲め鮎の遡上容易とあり現今は鮎を待捕しやくり釣となすに過ぎず

久保瀬 末貞名 鮎の漁場なり

漁法 漁は職業とするよりか、寧ろ娛樂的見地によりて行ふ者多く専用漁場の外なる、吉野川白川谷及其支流にて漁す、而して伊豫川も近時別子銅山の鑛毒流下せざるに至り魚類を見るに至れり。

漁法には釣網器具毒等諸種の方法あり

イ、釣には投釣あり、鱒、鯰、鰻等を釣る就中鯰は吉野川に居らす白川谷祖谷川等に多し此魚は釣人の影或は足音に恐るるを以て靜に岩隠に隠れて釣るなり又「蚊頭」たね共に釣針の名にて五月頃小鮎の遡上を釣り夏月舟にて又は歩行にて川瀬の鮎をかく、又はね繩あり淵に沈めて鰻、黄類魚、わしゆを釣る大正二年本村に傳りたるしやくりと稱する釣法あり水中眼鏡にて潮つき鮎を覗ひ竿頭につけたる釣にかけて捕ふるなり

ロ、網には立網あり淵の岩の周に立て、鮎を捕ふるも此法を用ふるは稀なり最も廣く用ふるは投網にて晝夜の別なく瀬淵の嫌なく盛にうぐひ、鮎、鮎、鮎等を捕ふ(漁舟十三艘あり)四ツ手網、摺網は洪水の時に魚を油ふ平時には待ち網とて豫め鮎、鮎の來るを待ち摺網にて油ふ鮎戸ノ瀬井戸瀬は待ち網の好漁場なり。

器具漁には金突あり水中の游魚を突きて捕ふ下川名坊主淵にいたの群集するを待ち網又は金突にて捕獲す、築は簀を立て、魚道を狭め之にもじりて舌を伏せ若は簀を以て柵に作り夏秋の候鮎鰻蟹を捕ふ

うねは前の反對に口を下流に向けて魚道に置き魚の遡上して入るものを捕ふ魚は主に鱈、鰻等なり
釜は半球状の籠（側面）にて、桶漬は桶に布（口）を覆ふ、共に中に餌を入れ緩き瀬又は淵に沈めて、鱈、鰻
にしゆ、黄類魚を捕ふ。

夜引 夏月小さき川又は溪にて夜中炬火を以て水に照して鱈、鰻、黄類魚等（等）を捕ふ。

毒には辛皮（山椒の皮）煙草の煎汁、石灰等ありて魚族を斃し、柿澁は鮎を捕ふに用ふ然れども、吉野川
は水量多大に過ぐれば、深淵又は白川谷にて用ひたり、近時吉野川に於て淵潭に「ダイナマイト」を投
じ魚族を殺す者ありいづれも法の禁する所なり。

河川等にて漁せんには法定の手續をなし鑑札を受けざるべからず其鑑札を有する者四十八名あり又法
令にて鮎の繁殖を保護して十月一日より五月三十一日まで捕獲を禁止せり

大正四年十二月調査によれば

漁獵物三千貫

價格三千圓に達す

狩獵は地勢柄古來行はれ鐵炮所持の者も多かりしが近時税金高く狩獵取締嚴重となりたる爲め狩獵鑑
札を有する者大正四年十二月三十一日現在に於て僅々四名に過ぎず。

第廿三章 模範林

徳島縣模範林

一、徳島縣模範林
イ、設置の目的 本縣模範林は、造林保護並に施業方法の模範を示すと、同時に、基本財産を造成せ
んとするにあり、而して模範林としては衆人の視察に便せんか爲に、名東名西二郡を除く八郡十個處
に設置せり。

三好郡栗山縣有林は、面積四百七十八町八反二畝歩にて、縣有林中面積最大なるものとす。

栗山

口、栗山縣有林は明治三十六年度に設置せり。

ハ、計畫の概要 抑本縣模範林設置計畫は、去明治三十五年の通常縣會に於て決せられ、翌三十六年
度より林地購入、其他準備に着手、明治三十九年度より、大正十四年度に至る、二十個年間、毎年七十
五町歩宛を新植し、千五百町歩の造林を期す、樹種は杉扁柏を主とし、其他地況、地味に適せるもの
を植栽するの豫定なり、而して栗山縣有林は、大正二三年年度は三十町、同年度は四十町、五年度、以
降は、連年約三十町の造林を行ふ豫定なり。

苗圃は同縣有林内の一部を開墾して、之に充て、現在面積一町二反歩に及へり、毎春播種、床替を行
ひ、所要の成苗を供給しつゝあり。

縣有林監視を常設して林内の保護取締に任せり、其他必要と認むる部分には防火線を設けて保護の
完全を期せり。

ニ、目下の狀況 前述の如く栗山縣有林は大正二年度より同四年度に至る三ケ年間、八十九町歩に
對し、杉、扁柏二十五万九千七百本、樟六千本の新植を了したるか、林地優良にして、林木の成長旺盛、
第一回の造林に係るものは、已に六尺以上に達するものあり、將來は縣有林中、其成績に於て有數の
ものたるを疑はず。

三好郡有

造林

甲、設置の目的 郡民一般に對して模範を示し、大に造林事業を勸奨奨励すると、同時に其收益を以
て郡の基本金を作り、尙町村基本財産蓄積の資を與へ、以て郡町村財政の基礎を鞏固にし民産の發達
を期するにあり。

乙、設置年月及場所面積 明治三十六年四月設置、場所は三好郡山城谷村栗山名字ケンノエ五百八
十四番、五百八十五番、六百二番、字世戸谷奥五百八十三番にして其面積實測反別百五町五反五畝七
歩なり。

丙、經營 山城谷村字栗山名有山林を借入れ、之に地上權を設定して造林す。

造林地を三十九區に分ち毎年二區内外宛を植付け明治三十六年度より明治六十年度に至る、二十五ケ年間に完成するものぞす。

イ、二十五年林 十三林區に分つ。

土地肥沃なる部分より植樹し、二十五年より皆伐を始む

ロ、五十年林 十七林區に分つ。

土地中等なる所なり、植樹五十年目に至り皆伐を始む。

ハ、七十五年林 十三林區に分つ。

土地瘠薄なる所なり、植樹後七十五年目より皆伐を始む。

以上三十九林區を植樹後二十五年目に皆伐を始め、年々一林區宛輪伐して、百年目に全部を皆伐す。

事業費金二万五千九百九十九圓九十八錢五厘

丁、現下の状況 植樹反別七十町歩にして、杉三十三万五千本檜九十二万一千本餘、此事業費五千六百二十七萬圓三十錢を要す未だ收入なし。

未植樹反別約二十町歩、殘反別は全部防火線、其他事業用地に充つ。

第廿四章 農 談 會 付動植物

農談會

農事改良の爲に郡に郡農談會村に村農談會あり明治二十三年十月設立せられたる者にして郡農談會員は各村より撰出し村農談會員は村内老農を以て會員とし村長を以て會長とす一例として明治三十三年の數を示して其一班を示すべし。

開會度數 三 開會日數 五 會員 一二五

明治三十八年帝國農會令により帝國、府縣、郡市、町村農會と系統的に聯絡し下級團より上級團員を選擧することとせり。

山城谷村農會は農事に従事せる者及地所所有主を會員とし其人員千二百名役員は各員の互撰とし會務を執らしめ技術員を置きて農業者を指導して改良發達の實績を擧げしむるにあり

山城谷村農會役員

就任	退任	會長	就任	退任	副會長
明治廿八年三月十九日	明治四十年五月廿六日	喜志 宇藏	明治廿八年二月十九日	明治卅一年三月卅一日	中尾 佐源太
同 四十四年三月十日	大正三年八月十三日	山下 鹿三郎	明治四年四月一日	同四十年八月十三日	豊崎 淺太郎
大正三年八月十三日	現任	大野 協	同四十四年八月十三日	現任	窪田 己之吉
大正四年一月十四日	現任				

郡農會 議員一名會長之 豫備議員一名副會長之 評議員七名 會員代理者二十三名 技術員大正四年三月三十一日現令 河越高籬

動植物

一、植物

(山城谷村調査)

本村の植物は暖帶植物その大部分を占め間々柏繪の如き高山性の植物並に棕櫚の如き熱帶性の植物を野生す、其分布の状態を概言すれば吉野川伊豫川の沿岸即ち山麓地方には常綠樹多く高度を加ふるに従ひ漸次其數を減し栗山地方並にこれと同等以上の高地には石楠花の如き高山性の植物を生す尙高山の頂に近ければ萱を生するに過ざるに至るなり。

次に本村に野生せる植物中の主なるものを擧げん。

- 禾本科 茅萱 莠 カモジグサ ス、メノテツバウ カルカヤ ニハホコリ メヒシバ カルカヤ
- フバナ ケカモノハシ 竹類
- 水龍子科 イヌワラビ クサソテツ ヲシダ 井ノモトサウ ヤブソテツ ノキシノブ
- 槭樹科 カヘデ ウリカヘデ イタヤカヘデ

莎草科 ハマスゲ スゲ ミヅカヤツリ ヒナカヤツリ オホカヤツリ ヒメクバ フト井 サン
 カクスゲ コウバフムギ
 土馬踪科 スギゴケ ハヒゴケ カウヤノマンネンスギ
 地鏡科 セニゴケ
 蓼科 マタデ ミゾソバ タニソバ イヌタデ サクラタデ スイバ ママコノシリヌグヒ イシ
 ミカハ サデグサ ウナギツカミ ナガハノウサギツカミ イタドリ ミヅヒキグサ ツルドクダ
 ミ カハタデ
 石松科 ヒカゲノカヅラ マンネンスギ
 七葉樹科 トチノキ
 蟻塔科 アリノトウ フトモ タチモ
 山茶科 ツバキ チャ サカキ ヒサカキ
 敗醬科 ラミナヘシ ヲトコベシ
 五加科 ウコギ ハリギリ(ボウダラ、アクダラ、イヌダラ) タラノキ キヅタ
 毛茛科 ラキナグサ カザグルマ ラツセン カラマツサウ ハイガモ(ウメバチモ) トリカブト
 センニンサウ ボタンツル キンバウゲ タガラシ ワウレン
 菌類 マンネンダケ シヒタケ シシタケ ホコリタケ マツタケ シメヂタケ キツネノエフデ
 カウタケ ネズミタケ カブタケ ウシノコダケ モバタケ クリタケ 其他有用菌類並に有毒菌類頗る多し
 茅膏菜科 イシモチサウ モウセンゴケ コモウセンゴケ ムジナモ
 紫草科 タビラコ(ホトケノザ) ルリサウ
 雨久花科 ミゾアフヒ コナギ ササナギ
 龍膽科 リンドウ コケリンドウ センブリ アサザ カガブタ ミヅカシハ

澤瀉科 オモダカ ウリカハ(オホホシサウ)
 狸藻科 タヌキモ コタヌキモ ミミカキグサ ホザキノミミカキグサ
 虎耳草科 ユキノシタ ミヅバシウマ トリアシシウマ ウメバチサウ
 香蒲科 ガマ ミクリ
 菊科 ノギク ノゲシ ニガナ デシバリ ヤクシソウ ハハコグサ チチコグサ アヅマギク
 センボンヤリ ヨメナ ヤマシロギク ヒメジラン ヲグルマ ヤブレガサ モミヂサウ イヌヨ
 モギ クソニンジン アキノキリンサウ ハゴロモサウ ヲケラ フヂバカマ ヤブタバコ ノア
 ザミ モミヂハグマ ヲナモミ メナモミ タウコギサウ ノボロギク ヒメムカシヨモギ
 水藍科 トチカガミ ミヅオホバコ セキシヤウモ スブタ
 繖形科 ヤブニンジン ヤブジラミ ノダケ チトメグサ ハマニンジン ドクゼリ
 公孫樹科 イテフ イヌマキ イチ井(アララギ) カヤノキ
 三白草科 ハンゲセウ ドクダミ
 松杉科 モミノキ カラマツ アスナロ ヒノキ スギ アカマツ クロマツ ゴヨウマツ ビヤ
 クシン
 柳葉菜科 アカバナ ヒシ
 眼子菜科 ヒルムシロ イトモ ササバモ ネビモ
 茄科 テウセンアサガホ クコ
 遠志科 ヒメハギ
 胡桃科 オニグルミ ヒメグルミ
 蕨科 サンセウモ デンヂサウ
 罌粟科 クサノワウ タケニグサ キケマン

十字科 ナヅナ イヌナヅナ シロイヌナヅナ コンロンサウ イヌカラシ ハタザヲ スカシタ
 ゴバウ タネツケバナ
 楊柳科 ネコヤナギ ヤナギ シダレヤナギ デロ
 車軸草科 シヤヂユクモ
 藥科 メギ イカリサウ
 樺木科 ハンノキ ヤマハンノキ
 蕁麻科 イラクサ アカリ ヤブマヲ
 山毛櫨科 ブナノキ
 荳科 ミヤコダサ レンゲサウ ウマゴヤシ ナンテンハギ ツメクサ クララニヌスビトハギ
 クズ タンキリマメ ヤブマメ タヌキマメ コマツナギ フヂ コフヂ
 忍冬科 ソクヅ ニハトコ
 殼斗科 シイノキ カシハ クヌギ オホナラ コナラ アカガシ シラガシ ハボソシン クリ
 ノキ
 石竹科 ミミナグサ ナデシコ ノミノフスマ
 榆科 エノキ ムクエノキ ケヤキ
 金絲桃科 オトギリサウ トモエサウ
 木蘭科 ホホノキ コブシ
 百合科 ツルボ ヤマユリ ジヤウノヒゲ ショウジョウバカマ カタクリ クルマユリ エンレ
 イサウ チゴユリ ヤブクワンザウ ギバウシ ヤマラツキヤウ ノビル ホトトギス キミカゲ
 サウ アマドコロ ナルコユリ サルトリイバラ
 浮萍科 ウキクサ アヲウキクサ

雲葉科 カツラ

馬齒莧科 スベリヒユ イスビユ
 樟科 クスノキ ヤブニクケイ シロダモ クロダモ
 牻牛兒科 ゲンノウシヨウコ(フウロウサウ、ネコアシ)
 山菜薺科 ヤマボウシ
 木犀科 アヲダコ イボタ
 酢醬草科 カタバミ(スイモノグサ、スズメノハカマ)
 胡蘆科 ゴキツル スズメノウリ
 亞麻科 マツバニシジン
 桑科 クハ カナモグラ カハラナサウ
 薔薇科 ダイコンサウ キシムシロ ヘビイチゴ カハラサイゴ ノイバラ キンミヅヒキ ワレ
 モカウ ヤマザクラ モウカザクラ ヤマブキ
 芸香科 キハダ
 車前草科 オホバコ
 木通科 アケビ
 木賊科 スギナ
 蘿麻科 カガイモ イケマ
 葡萄科 ヤマブドウ ノブドウ キウジヤノツル(サンカクヅル) ツル
 唇形科 カキドウシ ジフニヒトヘ ウツボダサ ホトケメザ メハヂキ イヌゴマ(チヨロギダ
 マシ) ミヅカウジユ ナミキサウ コトジサウ シロネ アキノタムラサウ
 鴨跖草科 ツユクサ

蘭科 ネヂハナ サハラン トヲサウ カキラン スゲラン
 茜草科 アカネ ヘリカヅラ ヤヘモグラ
 桔梗科 キキヤウ ミヅカクシ ツリガネニンジン ホタルブクロ サハキキヤウ
 漆樹科 ウルシ ヌルデ(フシノキ) ハヂツタウルシ
 大戟科 タカトウダイ ナツトウダイ アブラギリ(ヤマギリ)
 天南星科 テンナンセウ カラスビシヤク ウラシマサウ
 馬鞭草科 クマツバラ
 商陸科 ヤマゴボウ
 防己科 アヲツバラ
 石蒜科 マンジュサウ キツネノカミツリ ナツス井セン
 玄參科 シホガマギク サギゴケ
 檀香科 ツクバネ
 石南科 シヤクナゲ アセビ
 馬錢科 フヂウツギ
 燈心草科 スズメノヒエ カウガイセキシヤウ
 解寄生科 ヤドリキ
 列當科 オモヒグサ(ナンパンギセル)
 旋花科 ネナシカズラ
 睡蓮科 ヒツシグサ カハホネ ジュンサイ オニバス
 鹿蹄草科 キリンサウ(エンレイダケ)
 董菜科 スミレ ツボスミレ

二、動物

動物には猛悪なるものなく且体軀概して小なり古昔は猪猿深林茂樹の間に叫聲を絶たさりしに現時は粟山地方高地に到らされは其影を見ること能はず特殊の動物は一も棲息せず本村野生動物は次に掲ぐる如し

哺乳類 サル アブラムシ(カウモリ) モグラ デネスミ イタチ テン ウサギ リス モモ
 ネヅミ シカ 井ノシシ
 鳥類 タカ ワシ フクラウ トビ キツツキ ホト、ギス ツバメ ホホジロ ウグヒス シジ
 フカラ ヤマカラ ヤマスズメ ヒタキ ルリヒタキ コガラ モズ サギ キジ ヤマドリ カ
 ラス シギ ゴ井サギ ヤマバト セキレイ カモ カイツブリ サンザイ コマドリ メジロ
 ヒヨ ツグミ シンナイ(シバカキ) カシドリ カハセミ
 爬虫類 イシガメ トカゲ アラダイシヤウ ヤマカガシ マムシ 其他蛇類
 兩棲類 トノサマカヘル ヒキカヘル ツチカヘル 井モリ ヤモリ 其他の蛙類
 魚類 アユ アメノウラ コヒ フナ ウナギ ドヂヤウ カナキギ ナマヅ イダ ハエ ヨシ
 ノウラ(エシユウ等)
 昆虫類 ミツバチ アリ クマバチ フヂバチ 其他蜂類 カミキリムシ ガムシ ハンメウ テ
 ントウムシ オニムシ ホタル シロテフ タテハテフ ハナセセリ ヤママユ ユフガホベツト
 ウ ヨトウムシ シヤクトリムシ コクガ セミ ウンカ ハヘカ アブ ノミ シラミ ウス
 バカゲラウ クサカガラウ アリマキ バツタ イナゴ キリムシ クツワムシ コホロギ ウ
 マオヒ カネツキムシ タケノフシムシ カマキリ ハネムシ
 蜘蛛類 クモ ジヨログモ ハヘトリグモ トタテグモ ツチグモ其他
 多足類 ムカデ シミ ヤスデ ゲジゲジ

甲殻類 モクズカニ シバエヒ イシカニ
 軟体類 タニシ カタツムリ シジミ ナメクジ キセルガヒ カハニナ(ガウナ)
 蠕形類 ヒル ミミヅ イトミミヅ

第廿五章 煙草專賣と煙草

煙草專賣法
 一、明治三十一年一月葉煙草專賣法實施は、煙草作に對する革命にして、煙草作を以て主要の財源とせ
 る本村に對しては重大なる影響を與へたるものなれば、稍詳密に之を述べんとす。
 二、池田專賣局山城谷煙草取扱所 本村信正名字川茂にあり、これより先き葉煙草專賣法實施にあたり
 本村に出張所設置せられず、悉皆池田葉煙草專賣所へ收納の模様なるにより、こは本村に取りて一大
 事なりとし、村民惣會を開き、本村に設置を請願する事となり、井川嘉次郎、豊崎淺太郎兩名惣代として
 上京し、大藏大臣に陳情請願せり、本縣選出衆議院議員武市彰一大に之に對して盡力せしかば當局に於
 ても地方の迷惑を參酌し、遂に本村に出張所の設置を見るに至れり。
 設置以來の變遷沿革左の如し

自明治三十一年十一月
 至同三十二年四月 池田葉煙草專賣所山城谷葉煙草專賣支所
 自同三十二年四月 池田專賣支局山城谷出張所
 自同三十七年五月 池田葉煙草收納所山城谷出張所
 自同三十九年十一月 池田煙草收納所山城谷出張所
 自同四十二年九月 專賣局池田收納所山城谷出張所
 自同四十四年四月 池田專賣支局山城谷臨時葉煙草取扱所
 自大正二年六月 池田專賣支局山城谷煙草取扱所
 至現 今

敷地坪數 五百坪

建物總坪數 二百二十四坪五合

納付部落
 名

三、本村產煙草納付部落名

池田專賣支局 若山、大和川、下川、

山城谷煙草取扱所 本村 池田專賣支局納付部落及西宇

西宇煙草取扱所 國政、重實、中野、白川、光兼、佛子、栗山

專賣法實施前本村の煙草の價格は何程なりしか、之を示さんが爲に引地名藏敷龜三郎手作品一斤(百六十目)の價格を示す、此煙草は本村の中等品なり。

年 度	格	年 度	格
明治八年	上々本葉五錢	同	中葉土葉九錢八厘本葉悉皆十錢八厘
同 九年	同五錢二厘	同 廿二年	中葉九錢七厘五毛本葉九錢
同 十年	本葉悉皆七錢五厘	同 廿三年	中葉七錢五厘土葉三錢八厘本葉はれぬき六錢七厘
同 十一年	同八錢九厘	同 廿四年	中葉九錢土葉三錢五厘本葉はれぬき九錢八厘五毛
同 十二年	本葉悉皆十二錢三厘	同 廿五年	中葉十一錢七厘土葉六錢本葉十二錢六厘れじのし九錢八厘れじ五錢八厘
同 十三年	中葉九錢本葉七錢	同 廿六年	春れじ八錢五厘中葉土葉十一錢八厘五毛本葉十錢一厘
同 十四年	本葉はれ(天葉)ぬき九錢七厘	同 廿七年	中葉土葉十錢八厘本葉九錢三厘五毛
同 十五年	中葉十三錢八厘本葉(はれぬき)十四錢八厘	同 廿八年	中葉十二錢三厘土葉三錢本葉れじぬき十二錢九厘
同 十六年	中葉土葉七錢四厘本葉(はれぬき)六錢四厘	同 廿九年	中葉十五錢九厘土葉七錢本葉十五錢九厘
同 十七年	中葉四錢八厘五毛本葉上中五錢七厘	同 三十年	中葉十六錢六厘土葉七錢五厘本葉十七錢一厘れじのし七錢八厘はれぬき五錢二厘れじ二錢七厘
同 十八年	本葉中葉土葉但中物はれぬき四錢九厘八毛	同 卅一年	山城谷上等一斤廿五錢二厘八毛に當る
同 十九年	中葉土葉五錢八厘本葉上中七錢五厘		
同 廿年	中葉八錢本葉九錢四厘五毛		

賠償價格 政府は豫め葉煙草納付期日を告示し、期日に至りて耕作者をして專賣所又は出張所に差出さ

しめ専賣官吏は乾燥、葉数の査定を行ひ、重量を量り、煙草の等級を定め賠償金を交付し以て納付を終るなり、本村産最上等は七等の價格ありて、一貫目二圓以上に達し甚だ高價なるも、二番葉の採取を禁ずるを以て、農民は却て之を不便とせり。又現時煙草の評價は色澤を主とするより、古來著名の宮前煙草の如きは、却て大野煙草の下位に充つの奇觀を呈せりといふ。

四、煙草耕作地 葉煙草専賣法實施については、需用供給の關係上耕作地を制限するの必要を認め、政府は煙草の良品の産地、しかも、監督便宜の地を以て耕作區域となし、毎年耕作人及耕作反別を指定す、本村は耕作區域の中樞となり、面積二百町歩賠償價格十萬圓に達せり、實に本作は、本村農民の生命とも云ふべき主要の物産なるに政府の指導獎勵よろしき爲め其改良著しく、全く面目を一新せり、次の表は、政府指定の反別及煙草賠償金額なり。

年 度	人 員	反 別	賠 償 金	年 度	人 員	反 別	賠 償 金
明治三十一年	三三五	三三七	三九〇	同 四十一年	一五五	一六五	八五〇〇
同 三十二年	一四四	二六七	二七六	同 四十二年	一〇九	一六七	六九〇
同 三十三年	一七七	三〇〇	五九三	同 四十三年	一〇六	一七三	八〇三六
同 三十四年	二四四	一八四	五五五	同 四十四年	一〇〇	一六八	八二〇〇
同 三十五年	二九二	二〇一	六二四	同 四十五年	一〇七	一八三	二五三〇
同 三十六年	二八六	三〇一	六八八	大 正 元 年	一一八	一〇四	二五三三
同 三十七年	二二六	二〇九	六三九	同 二年	一一四	一〇六	二二六四
同 三十八年	二二八	一九七	四八八	同 三年	一一〇	一〇六	二二六四
同 三十九年	二二八	一八八	七九三	同 四年	一一〇	一〇六	二二六四
同 四十年	二二二	一七四	六九六	同 五年	一〇八	一〇〇	九五五九

附記 二十九年作付反別二二八反産額七九二貫とあり

五、仲買人賠償金交附 明治三十一年専賣法實施により耕作者をしてすべて收穫品を、専賣所に納付

せしめ、任意の賣買を禁じたるを以て、葉煙草仲買人は忽ち失業せしより、政府は之に賠償金を交付し、慰藉の實を顯はせり、本村人の賠償金を得たる者は左の如しといふ。

中尾佐源太 大野彌平 月岡喜彌太 土橋秀四郎 大西武平

六、取締指導 専賣法實施にあたり政府は賠償金の十幾割の益を加へて、之を拂下くるを以て、製造家は直接に耕作者より密買して暴利を貪り、耕作者にして葉煙草を納付せずして、密製造をなす者續出したるを以て専賣所監視は警官の援助を得て、取締を勵行せしめ、違反者は、變幻出沒其取締、甚だ困難なりき。政府は即苗木、植付株數、煙草葉數の検査を勵行して、密賣の根本に向つて取締を嚴にし、又密賣及葉煙草喫烟者には苛酷なる罰金を科し、且反則者には煙草耕作許可を與へざることとせり。

専賣支局の指導獎勵 山城谷は、支局管内中耕作乾燥の進歩せる名産地なるを以て、指導獎勵は他村に及ぶが如く、周到ならざりしも、耕作人の希望、或は煙草需給關係により、色澤、品質の改善を要したる場合、技術員を派遣して、指導獎勵し、又従前の耕作法は摘心深く、更に明治三十七年までは、黄色系統の葉煙草を、民間製造家に於て需用したりしを以て、此情力は明治四十年頃まで、存したれども、愈褐色系統の葉煙草を歓迎するに至り、支局は該系統葉の産出に努むべく、指導したり然れども多数耕作者中には、尙黄色系統の者を出し、一方褐色に、暗色を帯ぶる者あり、用途上不適當なるもの尠少なざりしを以て明治四十四年より今日に至るまで、鮮明なる褐色品にして輕快なる葉の産出に努力すべく指導獎勵中なり。

煙草耕作組合會 煙草耕作組合會は煙草作改良を圖らんが爲めに明治三十二年に之が組合を作り耕作區域を卅二とし毎區一人の惣代を撰出せしめ其任期を四ヶ年とし組合長副組合長書記各一名を置くこととせり、其の事業の概要を云へば不正行爲の取締、其の筋の命令傳達、村民の願届の調査等耕作に關する事務を所辨せしめ又煙草耕作教師を置き實地指導に任せしめ又は煙草苗木の共進會、立毛品評會、葉煙草品評會を開き、或は乾燥の改善即蒸小屋建築蒸氣乾燥の獎勵をなし時に専賣官吏郡農會技術員

等をして煙草作改良上の講話をなさしむる等多大の盡力をなせり其結果として阿波煙草獨特の臭氣を去り品質、色澤を統一し大に聲價を高むるに至れり。

組合役員

就任	退任	會長	就任	退任	副會長
明治三十二年一月 明治四十一年四月廿二日	明治四十二年四月廿二日 現 今	喜志宇藏 大野 協	明治四十一年四月廿二日 同四十二年十二月卅日 同四十五年四月廿五日	同四十五年五月十二日 現 今	豊崎淺太郎 土橋益太 久保田喜壽太

教師 大正三年 折坂佐平

七、製造家 明治卅七年一月專賣法實施後煙草の價格騰貴し山城谷煙草株式會社を始め製造家は大に活氣を呈し新に川口に煙草製造會社を創むるものあり或は個人にしても製造を創め或は工場を擴張するものあり、動力として水力を利用し或は剪臺を増し或はせんまい切となし或は職工を増員し鋭意製造能力の増加に努めたり、池田町にて蒸氣機關或は石油發動機を以て動力とし大に製造を競ひしも此時にて斯界の面目全く一新せり。

明治三十七年煙草製造官營に對しては世人實施後煙草價格暴騰を見込み煙草販賣者より盛に注文をなし製造空前絶後の盛況を呈し製造家は千歳一遇の好機を失はざらんとて全力を盡して製造せり當時一箱の純利益十六圓に上り一工場一日の製造高多きは十五六箱に達し少くとも一日の純益二百圓以上上る有様なれば職工の爭奪大に行はれ上等職工は一晝夜二圓煙草葉巻工女一日五十錢に達す。かく製造盛大に赴くに伴ひ原料たる煙草の需用大に加はり拂下の爲に池田、三島、琴平、貞光、新宮、後免、諸專賣所に拂下あると聞けば人を遣して拂下を競ふ、而して拂下られたる煙草一貫目に對して一圓以上の純益を與へて直に購求を望む者ある有様なれば拂下を得たる者は得ざる者を獲るか或は里程に應じ

て二三圓の旅費を給するを常とせり。

かく葉煙草の價格暴騰に伴ひ水力を動力とし烟草葉の中肋をロールを以て壓搾して扁平となし之を烟草に混じ或は莖製と稱し中肋のみを刻みて刻烟草を製するものあり價格高からざれば賣行きよかりしも製造官營に至りて禁止せられたり

本村には個人の製造家の外に會社組織のものあり明治二十年一月六日創立し盛に活動せり

山城谷煙草株式會社

(明治三十三年十二月末日現在)

會社種類	株式會社	積立金	七四圓二一〇
會社名稱	山城谷煙草株式會社	社債總額	
營業種別	煙草製造	拂込濟額	
所在地名	山城谷村大川持名	最近損益勘定	一五二六圓八五一
創業年月	明治二十年一月六日	最近配當利益割合	一九七二圓二二四
資本金	總額 五千圓	支店數	年六分
	拂込濟額 五千圓		

明治三十六年製造官營に及び池田に製造所を辻、貞光に分工場を置き其以外に於ける製造を嚴禁せるを以て、政府は此等失業者に對して賠償金を交付せり、本村に於けるもの左の如し。

營業人住所	營業者氏名	交付金高	營業人住所	營業者氏名	交付金高
大川持名	大野彌平	三〇三一圓五九〇	同 橋	大西源五郎	一、二二圓二九〇
同	東百太郎	五五五圓五一〇		大西武平	六一五圓三〇〇
中 橋	立石八百太	八八七圓六七〇			

一、村民は古來一般に質朴勤勉にして、人情温厚愛郷心深く團結力に富み、上郡者として古來他を恐れしめつゝあり、然れども長所は亦短所として顯はるを免れず人情の温厚は其極時に優柔不斷となり、愛郷心の深き結果、他に向つて發展を好まざる傾向なきにあらざりしか、近時短所の改良顯著にして、村外に活動する者毎年増加しつゝありといふ。

二、近時教育の進歩、往來交通の至便となりたる結果言語風俗漸次特殊の風習を脱して一般的となりたれば多くは省略に従ふことせり。

三、衣服 我邦は服装の雜駁多種なる世界第一なりといふ、本村人の服装も亦多様にして古來頗る質素なりしか近來華美驕奢に趨り新奇の流行を趁ふもの少からず。

常衣は、木織製の長袖の長着に褌袴或はシャツ(男子)を着し冬日は神纏(ハンコといふ)或は袖無神纏(てんちゆ)を襲ぬ近時は男女とも筒袖の長着を着するものあり。

女子は平常帯と前掛(まいだれ)を用ふ、農家の女子は帯を用ひずして細帯を用ひ或は之を用ひずして只前掛のみを用ふる者少からず、労働中、裾を掲げて襷をかく。

男子労働中は筒袖股引腹掛袴纏等にすこき帯を締め輕装し商人は長着に角帯と前掛を用ふ。

禮服制服と法令にて定まれるものは言ふに及はず、兒童の服装を始め被服、冠物、穿物、傘、頭髮、化粧等敢へて他と異ならず萬事世の風潮に後れず世と共に變遷しつゝあり。

四、食物 本村民の常食とする處は麥甘藷にして五節句正月三個日上り正月等には米を用ふ上流社會と雖も米のみを常食とする者は、少く、概して米麥混食するなり。

魚類の本郡に入るは主として豫讃の海にて漁獲せる者、佐馬地村を経て池田町に至る道を取るなり、本村は此順路に遠きより移入の便少しと雖も、近時四國新道筋には移入少からず、冬季土佐より移入する

衣服

食物
常食
魚類

魚類

牛 肉

魚類は、池田白地よりは便利なり、明治三十年頃より、汽船便發達の結果、魚類は盛に京阪地方へ輸送され漁獲少く荷造に不足を生ずるとき當地方に送られ魚價却て低廉なるを常とす。
本村は海魚移入の不便を補はんか爲に、川魚を捕へ、又雉、山鳥、鶉、鳩、鶉、兎狸稀に鹿を捕食す、猪鹿は他より移入すること少からず御岳神社の信者は野獸の肉を忌みたるも近時此風大に減せり。
牛は古昔より農家の先き達なりとて大に尊重し之を食する者なかりしが、明治三十年前後より新思想の人は牛肉を食し伊豫川の江又は三島の屠牛場にて屠殺せるものを移入せしか明治三十六七年の頃池田に屠牛場設置せらるゝに及び、此方面より移入を見るに至り漸次廣く行はるゝに至りたるも造酒家は絶対に之を用ひず

酒は男女老少の別なく一般に最も嗜好の飲料にして吉凶祝祭苟くも事ある毎に之を飲む女子と雖も其量男子に譲らざる者少からず

茶は又一般に廣く用ひられたる飲料にして毎食之を用ひ客にも直に之を侑む主として手製の綠茶なり中流以上に至りては宇治製を用ゆ本村一般製茶を愛用する他村に見ざる所なり

五、家屋 家屋は往昔は多くは掘立なりしが現今礎石なきものはなし川口大川持は勿論縣道里道の分沿の人家は瓦葺にして一般に瓦葺増加の傾向なり

學校區裁判所出張所郵便局村役場駐在所等は西洋風棟寄造なり農家は萱葺麥稈葺又は藁葺もありて大和屋根なり、其大なるものは三方庇なるも間に二方若くは四方に庇(おだれ)を下し屋根と庇は相連接せず其の間三尺離れたるを通例とす。

本村郷士豪農の家造は二重垂木にて簷を包屋根は篠萱葺にして古風を思はしむるものあり其構造に據りたるもの今尙尾又光兼赤谷等に各名農家に散見す。

六、年中行事 本縣にては、官、公署、學校等は格別、一般の國民は新曆を用ひず、太陰曆を舊曆と稱して、之を用ひ、大祭祀日の如きも、祝意を表せざるのみならず、其日すら知らず、官公署、學校などに

年中行事

休業祝意を表すを見て始めて其日を知る程なり、かくの如く村民は、全く、舊慣に捕はれて、祝日とし、いへは、正月、盆、五節供とし、新曆はお役所の曆と稱して、恰かも外國曆に對するが如き風ありしが、近時教育進展に伴ひ、漸次新曆、理解の人を増加せるは喜ぶべし。

三日

正月、一、二、三、の三日は三日と稱し、年中最吉辰の日とし家々餅を焼き、雑煮を祝ひ、晩はお節とて、飯

を食ふ、箸はもと萱又は齒朶にて作りしが、現在は松にて作れる者を用ふ、舊年大晦日に門松を立て、注連繩を飾り、内には神棚を吊り、歳徳神を祭り、神棚には串柿、懸鯛並に柳に餅、飾り貨幣、飾り菓子、手毬、手藝品を吊りたる者などを飾り、歳徳神には、鏡餅、雑煮、神酒を祭るなり。

一日は、門明と稱して、近傍の神社、佛閣に詣つる人多く、二日は禮装して近隣、知己、親戚へ年賀に往來す、隣家、又は懇意家の小供には、年玉とて金錢を贈る風あり、又此日は、物初めの日なれば、兒童の書初め、農家に鰻のつかひ初めの儀あり、三日には、特殊の儀なし、要するに三日は老若男女の別なく最も楽しく、最も嬉しき、日にして、面白く遊び暮すなり。

三番叟舞は元日より、七日位までの間毎家に至り先づ、即ち幣を作り太神宮を拜し、次で鼓を打ち、三番叟を舞はして祈禱ををし、井泉に至り、水神に對しても同様に祈禱をなす、此等は池田町字時、辻町西井川字吉本の特種部落民にして其受持區域一定して相侵すを許さざるなり。

此外注連内に、箱木偶、蛭子舞し、大黒舞し、奴舞し、お多福、お稻荷、瓢箪使ひ、餅搗、すつたら坊等も來りて技を演し、物を貰ふなり。

七日は七日カビ節句と稱し、一般に休業す、此日朝食には七草雑炊とて、七種の野菜を混し、雑炊となして神佛に供す。

正月十一日は、お帳綴とて、商人は此日、初めて新帳を綴り、帳くろめと稱し、せんざいを作り、帳綴祝をなす。

かへつり

十四日にはかへつりと稱し、夕方より重箱又は壹升掛等にさすと稱する長さ五六寸の繩を鳥目なき入れ之を他人の軒下又は縁などに置く、家人は之に餅又は米を入れ與ふるなり、これは貧にして食を求むる爲になすものと、少年等か戯になすものとの別あり。

送り正月

十五日は、送り正月と稱し一般に休業して神棚を撤し歳徳神を送り且つ門松及び、注連飾を撤す。

太郎朔日

二月一日は太郎朔と稱し、此日は業を休むのみにて、行事なし。

彼岸

春秋の彼岸には墓の掃除、除草をなし、櫓を奉り、墓に於ても佛壇に於ても鄭重に累代の靈を祭るなり。

社日

春秋二季の社日は、地神様と稱し、農家は之を重んじ、當日は絶對に耕地に入らず、此日は餅を搗きて、之を神に供し、近隣の地神様に詣り、地神様に於ては盛に祭典を行ふなり。

祭禮

郷社、村社、無格社とも毎年、春、夏、秋に例祭あり、氏は敬虔の誠意を表す、郷社、村社、無格社一名のにありては、氏子休業して、之を祭り、一戸、若くは數十戸の氏神たる無格社のは、休業する事なく只祭典を行ふのみなり。

春祭

春祭りは、郷社、村社、無格社一名のにありては之を百手と稱し氏子中より、十名乃至十二名の射手を撰び社前に於てかはらけを的とし弓を以て之を射する儀あり。

雛節句

三月三日は、お雛節句とも桃の節句とも稱し女子のある家には、二月廿五日の頃より雛人形を飾る、雛には大裏様、おすわり様、立雛、童女、裸人形、市松等あり又掛軸に、雛飾の畫或は押繪をなしたるものあり、當日三三となれば、桃の花を立て、飾の菓子や吊し、菱の餅、炒り豆、蛤、分葱、五目すし煮染を供し桃酒を祭る午後隣家の子供等に供物の炒豆を分ち與ふ、これをお雛をあらすといふ、女子の初節句には親戚知己より雛人形等を贈て祝ふなり。

金刀比羅祭

三月十日は、俗にお十日と稱し、金刀比羅祭禮なれば業を休み、附近の金刀比羅神社に詣で、或は遠く讃岐の金刀比羅神社に詣づるもの多し。

お大師さん
三月廿一日は、弘法大師の入定日なれば、寺院に詣で、殊に伊豫三角寺奥院、同松柏村村松の大師、本郡池田町細野の大師詣のもの多し、十月廿一日に於ても同様なり。

おしやか
卯月八日、即四月八日なり、釋迦佛誕生會なれば、寺院に參詣し、又箸藏寺に詣づ、寺院、庵等に於ては當日甘茶を與ふ此甘茶にて墨を磨り、白佛言、五香水、或は新玉の卯月八日は吉日よ紙下げ虫もせいはいぞすると書き、倒に入口に貼付して虫類の闖入を防くまじないとなす。

轆節句
五月五日は菖蒲節句とも、轆節句ともいふ、男の子のある家には四月廿八日頃か轆、鯉轆、猿轆を立つ、家には内轆もあり兵隊さんの人形を飾り立つる風あり、前日は、蓬と萱とを束ね、倒に屋上へ上り、これを屋根をふくといふ、當日は粽を作り、菖蒲粉とて、麥粉（炒り）を作りて神佛に供し、又神に菖蒲酒を祭る、男子の初節句には親戚知己より轆又は鯉轆等を贈りて之を祝す。

登山
五月廿八日伊豫國石鎚山六月十七日劔山七月廿四日中津山に詣づ。

夏祭
夏祭は別に儀式なし、氏子は休業し、親戚を招き、團子、五目餅等を作りて、之を饗す、次で神社に詣づ。

七夕
七月七日は、七夕節句なり、六日の夕に、團子を作り、之と茄子、十八、玉蜀黍等を棚機姫命に祭り、雪洞にて燈明をあげ、又短冊を笹につけて飾り、翌七日早天小供は昨夜飾りたる短冊及供物を、川に流す、女子は衣裳を神に供し、貸し小袖と稱す此日早天に髪を洗へはよく垢を去るとて洗ふ此日は休業して遊ぶ。

盆
七月十三日は上半季の結算期なれば、取引完了の爲め多忙なり此日奉公人の出替りあり。

盆踊
七月十四日より十六日までは中元と稱し、或は盆と呼ひ、十四日は墓所を最も清淨に掃除し、佛壇には香華を供し、且つ夕刻、墓所又は墳に於て、祖先に手向くる爲に、麻釋にて火を焼く。

盆踊
十五六日は、盆禮とて親戚間の往來ありて、賀詞を述べ、又墓參をなすもあり、盆には盆團子を作り、麻釋に長素麵をかけ十八茄子等と共に、之を佛前に供す。

盆踊
盆十六日より八朔までの間堂宇表を堂の念佛日に夜間盆踊あり、踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

盆踊
盆踊は、例の圓陣を作り、音頭出しは中央

鉦踊

床の上にて、聲高朗、節面白く謠ひ出せば、踊子は拍子を揃へて踊るなり。

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて此三名は同じ夜に盆踊り鉦

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて踊をなす向八月念佛日に

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて内田左馬之其歌は次の

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて添の條參照

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

鉦踊は、舊七月七日、粟山名大西神社に、舊七月廿日は佛子、白川、光兼の氏堂にて

並に馬場の掃除職立をなすこれを精進入シヤウジンといふ若連は前日ちやうさ太鼓を出すこれを霄遊セウユと稱す當組
祭典係は神事用具の準備をなす當日は神輿の行列あり神社の慣例によりて差異あるべしと雖も露拂
彦命長刀、先箱、鉄炮、烏毛、香籠、御先帳、神幣、神輿、供物、馬、太鼓の順序にて正々堂々と行進し又獅子
舞をも奏す。

神事賑として角力あり梅宮には人形興行ありもとは村の若者の操りし素人人形なりしが今は他より操
人形一座を雇入れ興行することなれり、又豊年には地鎮祭として操人形、歌舞伎の興行あり。

祭日には餅を搗き醴を醸し魚鮮多くは鱈の鱈をぬきたるものにて作る五目鮮吸物等を作り親戚を招きて饗應し神社に參詣す
十月廿一日弘法大師の忌日なれば、寺院に詣つる者多し

十月中の亥の日を亥の子と稱す、第一の亥の子を一番亥の子、第二を二番亥の子、第三を三番亥の子と
いひ、一番亥の子は、兒童等菓を束ねたるものすばと稱する玩具を作り、此夜家毎に外庭にて「亥の子
く」こよさの亥の子、せにも菓子もちんくわらりと謠ひ、節に合せて地を叩くこれをおゐのこをつくと
いふ、家人は菓子果物等を見童に與へ若し何物も與へされは即ち惡罵す、第二の亥の子には炬燵を開く
第一第二の兩ゐのことも休業せず晩饗に萩餅を作り樹に盛り、柚實と大根とを併せて、大國主命に供ふ
るなり、第三の亥の子は穢多の亥の子と稱して祝はず。

衣かへ 十一月廿四日は、眞言宗の家には弘法大師衣替の日なりとて、お衣替と稱し、晝餐に小豆粥を作り、神棚
及ひ弘法大師に供ふ、此日も休業せず。

お連夜 十一月廿七日二十八日は、おたいやとて眞宗の家にて餅を搗きて他宗なる親戚に贈り、且つ阿彌陀如
來を禮拜し寺へ詣て説教を聽聞す此時期には同宗の家々順次にお座とて僧を請して説教あり同宗の
もの集りて聽聞す他宗の者は其敬虔の体を罵りておつべたて略しておつべと稱せり。
十二月第一の午日は眞言宗の家にては餅を搗きて他宗の親戚及ひ辰巳祭ありたる同宗の親戚に贈るな
り。

十二月二十五日は奉公人の交替期即ち出替り日なり、此日より大晦日まで餅を搗き正月の準備をな
す。

大晦日 十二月末日なり、一年中の最終日なれば、諸般の取引の結算日なり、其前日は小晦日コソウジといひ、此日より貸
借の結算、正月の準備の買物等殊の外繁忙なり。

節分 農民等年末の仕舞年越の用意出來たるものは、年越に讃岐金刀比羅神社、箸藏寺等へ詣づるもあり。
大晦日正月六日節分は年の夜と稱し、米麦混合飯と褐腐コシヤクを食ふ。
節分には、柊の葉又は桃の葉と、鰯の頭を、梶桿に夾みて火にあぶり、戸口に挿み夕方豆投の儀あり、又
空銃を發射す。

伊勢講 本村一般に伊勢講の設あり正月九月の十一日に講連中集會して、天照太神を拜し後ち宴會を開催す。
庚申 庚申はかのねさるの日に祭る通例一年に六回ありおしろ餅米粉にて作り生の饀饀なるものを作り猿田彦を祭る、六手ある
奇体の像なれば猿田彦命の本地たる佛像なるべし此神は此地方に信仰厚く路傍に石碑を立て神像又は
文字を刻す、此日に庚申詣とて此碑を巡拜し、庚申待とて雞鳴迄寢ざるもあり此日は萬事後辰をなす
日なりとて取極事には忌み避くる日なり

日待 氏神等に正五九月に神官日待の祈禱をなし氏子等神社に參籠し翌朝歸宅す日待守札と神に供へたる餅
を分配して氏子に贈る、寺院にも同斷日待月待の祈禱をなして、守札供物を檀家に配賦す。
各部落にて講社を組み正月三月七月廿八日に講連中集會し神棚に對して禮拜す。

廿八講 各部落に於て大師講を設け、毎月廿日集會して念佛を唱へ弘法大師を拜す。
大師講 伊勢參宮出立にあたりては講中親戚知己の人々は見立として金錢及炒豆を贈りて見立つれば、出立の
人は之を饗するなりとて留守宅に於ては後賑と稱して見立品を贈りたる人々を招きて宴を開き參詣人
歸宅せば守札と土産品を贈り又宴を開く之を振舞と稱し、神棚に向つて禮拜し、其席にて翌年參詣すへ
き代表者を抽籤にて決定す、四國巡拜出に於ける見立は伊勢參宮と異らねども後賑、振舞をなさす、

而して出立より歸宅の間留守宅にても、精進をなし、魚鳥の肉を食はず、葱韭を用ひず、參拜者歸宅せば大師の軸及土産品を贈るなり。

上棟式

上棟式 居宅新築には荒建を竣れば上棟式を擧ぐ、土藏倉庫納屋等の新築にも之れを行ふ者あり、上棟式には親戚知己より、行器、樽鉢を贈りて之を賀す、式場は新築の二階に座を設け、棟に幣を立て主人大工等禮服を着け神を祭り、次に餅投をなす、鳥目をも合せ投す、諸人集りて競ひ拾ふ、式後祝宴を開く、隣人は此日行て建前並に饗應の手傳をなす。

媒介

七、冠婚葬祭 冠禮即ち成年となるには儀式なし、養子若くは嫁を迎へんとせば、取方の父兄より媒酌人を介して先方へ縁談を申込み、或は媒酌人双方の依頼を受けず好意的に勧誘するもあり、双方血統家系に於て異議なければ、拵の高を協定す拵とは養子ならば衣類蒲團蚊帳及戸棚長持等の調度並に敷米と稱し金錢又は田畑等の數量女子ならば衣服蒲團戸棚長持を持參し、多くは敷米を持參せざる風習なるを以て、衣服調度敷米の高を媒酌人を介して協定す、両者の意志合致すれば婚約成立す。

結納

婚約成立すれば、取方より遣方に向つて金錢、酒、生魚を送る、其金錢は結納と稱し家の貧富によりて其額は一定せず結婚の日は吉日を撰ぶ則此日はくまうち、日金神、塞、不成日、やまみづく等を嫌ふ。婚禮

吉日

の當日は男女に拘らず、當人、媒酌人を伴ひ、人足に樽鉢を持たせ、遣り方の家に至り宴を開き、父子兄弟の杯をなす、男にありては之を婿入と稱し、女にありては嫁入と稱す、若し當日當人が婿入嫁入をさ

當日

る時は、媒酌人のみ遣方の家に至り酒宴あり、酒宴終れば、當人は一步先へ自己の家に歸りて待つ間

婿入嫁入

あらせず、媒酌人配偶者親戚從者婿にては介添縁に並に樽鉢衣服荷物を持ちたる人足を従へ來り、先づ夫婦親子兄弟及其親戚等順次杯を交へ以て夫婦親子兄弟其他親戚等の盟をなす、取方にては親戚を招きて

儀式

之を饗し、近隣の者は、饗宴の準備、饗應の手傳をなすものとす。

里歸

結婚後五日目若くは七日目に始めて生家に行き數日滞在す、これを里歸と稱す、此時には餅又は赤飯を行器に入れて人足をして擔ひ行かすむ、即ち之を親戚等に分贈す、婿嫁か生家より歸り來るとき生家よ

り餅又は赤飯を贈ること親戚等に分贈すること生家の例に同じ。

腹帯出生

舅入 取方の舅及當人は、結婚の日に於て遣り方の家に至り、所謂舅入、婿入、嫁入、等をなすを常とするも、時として結婚當日に行はずして日を更め後日に行ふことあり、此日媒酌人を伴ひて遣方の家に至り宴を開き遣方の父兄等と順次に杯を交へ親族たる盟をなすなり。

名付

出生 妻女懐胎して五月目に至れば亥の日を下して里方より白布一丈赤布一丈を贈りて腹帯とす、此時始めて眉を下すなり小兒出生の時は隣人親戚知己來り賀す、賀客はすへて婦人のみにして、賀客には飯を供する者とす、親戚知己は萩餅を見舞品として贈るなり。

誕生日

出生の小兒には紅木綿の産衣を新調して之を着せ又最近の親戚よりも之を贈る者とす。出生後八日の夜親戚知己を招き其子の性に適せる好き名をつけ之を披露すこれを名付といふ翌年正月に男子には破魔弓女子には羽子板を親里より贈る、第一の氏神の祭禮には神官をして神に祈り、拜殿に於て幣を頭上に捧げしめ、初めて氏神に調する禮を行ふ、之をうちみせと稱す、第一の誕生日は特に誕生と稱して之を祝し餅を搗きて親戚に贈り又其兒を箕中に立て餅を重箱に入れ之を負はしめ兒倒れざる時は、強て之を倒れしめ、殊更に泣かしむ、式後一家團樂祝杯を擧ぐるも、第二回以下の誕生日は祝せず又二男次女以下に於ては多くは簡略從ふ。

厄年

厄年と還曆 男子四十二女子三十三を大厄とす此前年を受け厄といひ、當年を厄流といふ此二年は厄除と稱して元日の朝厄落しの爲に氏神氏佛に詣つ本厄の年舊正月朔日女は三ツ辻男は四辻において厄落と唱へ新しき草履を履捨て緒を切捨つ尙金錢を捨るもあり又紅白の鏡餅を親戚知己に贈り、及び之を招きて宴を開く。

六十一歳を本卦返り又は還曆と稱し、七十歳を古稀と稱す、七十七歳は喜字祝七十七三字を合すれば喜字の草体となるを米壽といひ八十八の三字を合すれば米となるいづれも赤飯を親戚知己に贈り及び之を招きて宴を張りて祝するなり、十八の祝は斗かきを引くと稱し紅白青餅の贈物に男子は斗かき女子は杓子又ひきくだを添ふ。

葬儀 本村には土葬のみにて、火葬なし、死者ありたる時は、隣人は吊詞を述べて慰籍し、部署して勞を分つ、死者の親戚に死を急報する者あり之を飛脚といひ、輕裝し二人相伴ふべきものとす、葬具を作るあり棺を載する或は輿輿と稱する輿を調製するあり、材料及び葬式に要する物品の購入するあり喪膳の準備會葬者の受付等に至る迄一切分擔して之を行ふ。親戚知己の人々は悔を述べ、香料及び米を贈る。

神式 死者を臥させ、枕邊に燈明をつけ、折敷に洗米を盛り、又別に盪水を供ふ。

入棺 先づ死者の屍を湯にて洗ひ、白衣を着させ、其上に白色の狩衣を着せしむ、髪は男子は生前の儘に置き、冠を戴かせ、女子は下髪となし、棺は通常居棺なり。

棺前祭 入棺後 棺の前に玉串を祭る玉串とは樹の枝に紙を細く切りたるを附けたる者にして此紙を四手といふ又田なつ物畑つ者等種々の供物をなし御靈遷の式を行ふ此式は死者の靈を靈主佛式にてに遷す式なり、終式後式臺を設けて靈主を祀り、其前に神を供へ、又海川山の三種の物、及菓子鹽、水等の供物をなし、其前に又小臺を置き、其上に玉串を祭り式臺の兩側に燈臺立つ。

行列 送棺の儀式順序 篝火二つ、竹箒二つ、高張二つ、旗白一、紅一、柳二本、生花若干、杖、杖袋、墓標、唐櫃旗、一旒靈主の如く書きたるもの祭主喪主棺一般の會葬者。

埋棺式 墓所に到着せば直に野邊の式を行ふ、式場の四隅に竹を立て注連を張り、薦を敷き、式を行ひ、式後は埋棺す。

死後十日毎に祭を行ひ、五十日以後は百日祭、毎月祭、毎年祭、及春秋二季例祭なり。

墓には墓標を立つ、墓標に男は某大人、女は某刀自又は某比賣命を記す。

佛式 枕直し 死者を北枕に臥させ、布團は面を覆ふ程に着せ、其上に死者の着物を倒に置き、其上に刀、脇指又は鎌と箆とを置き、屏風を倒立す之に燈明と枕の飯を供す、鎌は死屍を取りに来る妖魔を防ぎ等は、死者に妖怪の憑依し生き返り立ち歩むとき、撫て倒さんとの意なりといふ。

入棺 入棺棺に瓶するには、先づ湯にて屍体を洗ふ、男女共髪を剃り下に白衣十七八才の娘ならば晴衣を着せを着せ

送棺

其上に經帷子を着せ、手甲、脚絆を穿かせ、棺に入れ合掌せしめて珠數を持たせ、櫛の葉及び茶等を入る入棺後菓子、飯、花等を供し、棺前讀經をなす。

葬

葬後四十九日までは多くの弔ひあり、死後六日を六日假屋と稱す、此日は僧を請するもあり單に佛檀に供物をなし、外庭に假屋棚を作る假屋棚は竹にて作り高四五尺の棚なり之に簀笠を着せ棚に飯を供し親戚又は組中の者集りて念佛を唱へ、了りて川へ昇き行き昇きたる儘一人鎌を逆手に持ち棚の一足を薙き拂ふ機會に之を川中に投入し、一同後を顧みることなく歸來す。死後七日毎に家族近隣の人々集り夜中念佛を唱へ四十九日に至り僧を請して法會を營むなり、四十九日以後は、百個日壹週年三年忌、七年忌、十二年忌、十七年忌、二十五年忌、五十年忌、百年忌に僧を請し追薦供養を營むを常とせり。

辰巳 死者の第一の舊十二月初の辰巳の日を辰巳と稱し、俗に死者の正月と謂ふ、祭の次第をいへば辰巳の日に餅を搗き鏡餅を作り、一丁豆腐を作り、之を釜蓋に載せたる儘佛前に供へ墓前に松を立て注連を張り親戚知己にも鏡餅を贈る、親戚知己は辰巳の夕刻より新佛のある家に會し、念佛を唱へ、巳の日の早天鳥の鳴かざる前に、佛前に供へたる鏡餅を釜蓋に乗せたる儘墓前に持行き墓參をなし、墓地に於て釜蓋に載せたる儘之を庖刀にて切り一片を庖刀の尖に貫き藁火にて焼き一人毎に之を與ふ、與へられたる者は手に取らず口を開きて受けて食ふなり。

名死亡年月日を記し、之に柄杓を附し、其傍に四本竹を立て、之に三尺二布の白木綿を張る此木綿にも桶と同様に書くなり道行く人は供養の爲に一杓の水を注ぐ、此通行人の注ぐ一杓の水は死者を血の池地獄より救ひ出し得と信せり、其日數百日に達すれば白木綿を棺に入れ桶は川に流す。

父母を始め血族の者に死者ありたる時は、其穢を忌みて神社等に詣るるを忌といひ平常の服をぬぎて表服をつくるを服といふ然れども此地方に喪服をつくるものなし此地方に行はるる服忌の期間は林信篤の定めたる服忌令によるなり此の忌の間は神社の鳥居を潜るるを畏ありとして避く。

八、信仰 村民は敬神崇佛の念厚く神棚佛壇の設なきはなく、神棚には皇祖天照大神を始め諸神の守札を奉安し、又佛壇には祖師の御影、祖先以下の位牌を安置し、之に花檜を供す神棚佛壇ともに毎日飯を祭り、燈明を点し佛には毎朝茶を祀る、朔日十五日廿八日の三日には、神棚に神酒を祭るあり、又産土神社に参拜する者多し。

千家家は

出雲大社の祠官千家家、地方にては大國主命の神裔として、出雲の國造様と稱して生神なりと信し渴仰の眉を下けたり、明治三十四年正月廿七日千家尊福川口に來らる、遠近傳へ聞きて参拜する者祈禱を請ふ者、群集、市をなし、雜踏名狀すへからざりき。

雲 古より天災は神慮に出ずるか故に、大旱あれば即ち雩し以て神慮を慰せんとす。

嘉永四年大旱五月より大旱、す記録見ぬれば知るを得ず、次に文久元年、大旱す、引地名都谷の者、近江堂にて雨を祈り次で五ヶ名引地名末貞國政連合にて寺又は梅宮に祈禱し、本鳥屋山へ千丁炬火にて上り尙末貞名にて鉦踊をなせり。又明治四年六月より大旱、七月十一日五ヶ名の者雨乞のため、二百戸の人々千丁炬火にて萩の田尾へ上りて祈り、讚州金刀比羅大權現、箸藏寺、中津山、祖谷山の、三嶋村へ代參を立て神水を受け來りたり、こは引地名を中心としたる者なれども他のものも推して知るべし。

九、娛樂 盆踊は一面より見れば亦娛樂の性質を含む、七月中各名民は其氏堂の念佛日に堂に集り、念佛を唱へ、其夜盆踊をなす、音頭は山城音頭にて音頭出しは場の中央に設け置ける床に上り聲高らかに

に節面白く音頭を誦ふ、若き男女等其周圍に圓陣を作り音頭に合せて踊るなり名中のもの納涼かてらに見物する者多し。

音頭大寄 陰曆七月中寺庵等に於て名の若者主催の下に音頭の大寄を行ひ隣村より音頭出し來集す、場の中央に古くは白などを置き傘をさして誦ひしも現今は高さ一丈許の檜を作り音頭出しは高座に於て見臺を前にし、きんろくといふもの其傍にあり柏子木を打ちて拍子を取る音頭出し勢ればきんろくは滑稽なる早口などを誦ひ興を添へて音頭出しを助く納涼がてらに來聽するもの多し音頭係の若者は音頭の巧拙によりて等級を定め授賞す、賞品は木綿縞、傘、提燈、手拭等にして恰かも、角力の勝花に似たり。

音頭の節は山城節と稱する者にて國政名の大久保愛藏、政友名井藤宗八など最も有名なり音頭を誦ふ者を音頭出しと稱し音頭出したらんとせば師に就いて勉強せさるべからず、音頭本は定りたる者なく、音頭師匠に於て、淨瑠璃本を本とし、之を加除して作成するなり。

淨瑠璃 幕末蔭山條之佑手習師匠の傍淨瑠璃三味線の教授をなしたるより引地を中心として今に三味線は若者に巧なるものあり又淨瑠璃を誦ふ者なきにあらず

芝居 村民は歌舞伎、操人形芝居を興行する事あり、或は一日より多きは一週間に及ぶ、或は祭禮等に地鎮祭にて名費にて行もあり、或は興行主即請元ありて營利を目的として興行する者あり、木戸錢場錢を徴し、中賣興行場にてに課税す、中賣は菓子果實うどん蕎麥すし田樂酒等を販賣す、村人は愛顧の太夫、操人形遣、俳優請元等に對してひいきとして帳、水引其他諸種の贈物をなす。

一荷擔ぎの操人形偶々數荷同時に來る事あれば之を雇入れて操らしめ、村の素人太夫の淨瑠璃にて近隣の老若相集りて之を觀ることあり一荷擔ぎは各家にて操るこれに三番叟あり、又淨瑠璃本の一部を誦ひつゝ操るもあり、菓子盆にて麥などを興ふ。

碁將碁 碁は近時の流行にして僧侶官吏教員村吏有志等の間に於て流行するも其數極めて少く將碁は

本將基王攻め廻り將基等一般に行はれ斬髪屋人力車駐車場には平日にも行はる。
角力、擊劍、柔道共に衰へて、壯丁の身体氣力共に不良の傾あり近時青年團大に此点に着目して、其事業
として會員の体力養成の方法して、大に角力以下を奨励せり。

鳴聲のよき小禽、縮眼兒、駒鳥、鶯、かなりやなごを飼ふ者あり其數いふに足らず就中縮眼兒を最も多し
とす、其他犬猫等の小動物を愛玩するもあり。

漁獵も亦村民慰安の一法なり古來霜の朝雪の日銃を肩にし山野に出没して盛に禽獸を狩獲す然れども
狩獵保護法實施に伴ひ獵期、保護鳥、禁止鳥の種類を定められ其取締を嚴にするに及び大に制限を受く
るを免れさりき。狩獵の時期經過すれば彼等は銃器を捨てて釣網等の漁具を取りて川魚を漁獲す。

一〇、勤儉煙草製造家を始め之に關係せる人々か明治卅五六年の頃巨利を占めしより、奢侈、贅澤の風
大に起り、次で日露戰勝の結果事業勃興し、世上の景氣大によりかりしより、一般に奢侈の風を煽りしか
は、遂に明治四十三年戊申詔書喚發せられ、當局者は盛に勤儉を説き、青年團も盛に實行に盡力せしよ
り、其成績見るべきものあり、次の如き勤儉貯蓄組合を見るに至れり(大正三年十二月一日現在)

組合名稱	組合人員	貯蓄金額	備考
煙草耕作者組合	一、一四〇	一八、〇〇〇	郵便貯金
川口規約貯金組合		一八六	同
大川規約貯金組合		二七二	同
大川持名納稅貯金組合		九五	同

備考 郵便貯金参照

一一、各種の團體(大正四年十二月末日現在)

日本赤十字社員 二六五 愛國婦人會員 一一五 海員救濟會員 一七

山城谷村史 終

大正六年十二月廿日印刷
大正七年一月一日發行

發行所 德島縣三好郡山城谷村

右代表者 大野 協

德島縣三好郡山城谷村
六百九十一番屋敷

編纂者 近藤 辰郎

德島縣名東郡國府町
中百七十三番地ノ二

印刷所 德島印刷株式會社

德島縣德島市寺島町字
本町北二百四十六番地

印刷人 猪子 治

德島縣德島市富田浦町字
東富田五百五十二番地ノ一

349
517

終